



家庭用ガス燃焼機器の構造通則

JIS S 2092 : 2010

(JIA)

平成 22 年 11 月 22 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 消費生活技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員会長)	小川 昭二郎	お茶の水女子大学名誉教授
(委員)	赤松 幹之	独立行政法人産業技術総合研究所
	秋庭 悅子	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
	大熊 志津江	文化女子大学
	長見 萬里野	財團法人日本消費者協会
	金丸 淳子	財團法人共用品推進機構
	河内 憲治	財團法人日本文化用品安全試験所
	河村 拓	合同会社西友
	河村 真紀子	主婦連合会
	小熊 誠次	社団法人日本オフィス家具協会
	後藤 伸二郎	社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	櫻橋 晴雄	社団法人日本ガス石油機器工業会
	滝田 章	社団法人消費者関連専門家会議
	中里 憲司	社団法人繊維評価技術協議会
	夏目 智子	全国地域婦人団体連絡協議会
	畠山 孝	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	久松 富雄	財團法人家電製品協会
	若井 博雄	財團法人製品安全協会

主務大臣：経済産業大臣 制定：平成 3.7.1 改正：平成 22.11.22

官報公示：平成 22.11.22

原案作成者：財團法人日本ガス機器検査協会

(〒107-0002 東京都港区赤坂 1-4-10 JIA ビル TEL 03-5570-5981)

審議部会：日本工業標準調査会 標準部会（部会長 二瓶 好正）

審議専門委員会：消費生活技術専門委員会（委員会長 小川 昭二郎）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準化推進室（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 区分	3
5 機器の構造、材料及び寸法	5
5.1 構造一般	5
5.2 材料一般	6
5.3 屋内式機器の給排気方式別の構造、材料及び寸法	8
5.4 屋外式機器の構造、材料及び寸法	8
5.5 設置形態別の構造及び材料	9
5.6 設定時間になると自動的に運転を開始する機能をもつ機器	9
6 部品の構造、材料及び寸法	10
6.1 ガス接続口	10
6.2 器具栓	12
6.3 パイロットガス導管	12
6.4 予備ガス栓	12
6.5 ノズル	12
6.6 バーナ及び点火バーナ	12
6.7 空気調節器	12
6.8 燃焼ガスの通る部分	13
6.9 給排気筒トップ、給気筒トップ及び排気筒トップ	13
6.10 電気点火装置	13
6.11 点火及び／又は消火タイマ	14
6.12 サーモスタット	14
6.13 安全装置	14
7 電源使用機器の構造	15
8 表示	16
8.1 製品表示	16
8.2 取扱表示	16
9 取扱説明書	17
解 説	23

まえがき

この規格は、工業標準化法第14条によって準用する第12条第1項の規定に基づき、財団法人日本ガス機器検査協会（JIA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS S 2092:1996** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権にかかる確認について、責任はもたない。

家庭用ガス燃焼機器の構造通則

General constructions of gas burning appliances for domestic use

序文

この規格は、1991年に制定され、その後2回の改正を経て今日に至っている。液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令及びガス用品の技術上の基準等に関する省令が2007年及び2008年に改正されたことを受け、**JIS S 2103**, **JIS S 2109** 及び **JIS S 2122** を改正した。今般、これら3規格に追加された構造を家庭用ガス燃焼機器の共通的な構造とする見直し及び技術進歩に伴う対応のため改正したものである。

なお、対応国際規格は現時点では制定されていない。

1 適用範囲

この規格は、液化石油ガス又は都市ガス（以下、ガスという。）を燃料とする、主として一般家庭用のガス燃焼機器（以下、機器という。）の共通的な構造について規定する。ただし、この規格と個別規格【**JIS S 2103**, **JIS S 2109**, **JIS S 2122** 及び **JIS S 2130**（以下、個別規格という。）】との間に相違がある場合には個別規格を優先する。また、この規格では、圧力は、すべてゲージ圧力とする。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS B 0203 管用テープねじ

JIS B 0405 普通公差－第1部：個々に公差の指示がない長さ寸法及び角度寸法に対する公差

JIS B 2401 O リング

JIS C 3101 電気用硬銅線

JIS C 3102 電気用軟銅線

JIS C 3301 ゴムコード

JIS C 3306 ビニルコード

JIS C 3312 600 V ビニル絶縁ビニルキャブタイヤケーブル

JIS C 3327 600 V ゴムキャブタイヤケーブル

JIS C 8303 配線用差込接続器

JIS C 8358 電気器具用差込接続器

JIS C 8515 一次電池個別製品仕様

JIS G 3302 溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帶

JIS G 3313 電気亜鉛めっき鋼板及び鋼帶

JIS G 3314 溶融アルミニウムめっき鋼板及び鋼帶